

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月14日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第12号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 武南警察署の項中「鳩ヶ谷南交番」を「南鳩ヶ谷駅前交番」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月21日から施行する。